

報道関係者 各位

令和3年 10 月 29 日

【照会先】

東京労働局労働基準部監督課

監督課長 中村 祐樹

主任監察監督官 坂本 直己

電話 03-3512-1612

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～ 併せて「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催 ～

東京労働局（局長 辻田博）では、11月の「過労死等防止啓発月間」に、過労死等の現状やその防止について考えるシンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため毎年11月に実施しています。

月間中は、都内の労働基準監督署において長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導を行うほか、11月6日（土）に過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、11月9日（火）に立川市、11月10日（水）に千代田区において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

■「過重労働解消キャンペーン」の概要

1 重点監督の実施

以下の事業場に対して、長時間労働の削減、過重労働による健康障害の防止及び労働時間管理の適正化等を図るための重点監督を実施します。

なお、監督指導の実施に当たっては、必要に応じ夜間の立入りを実施し、重大又は悪質な違反が確認された場合には、送検し、公表します。

- ・長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ・離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

2 労使団体等への協力要請の実施

キャンペーンの実施に先立ち、都内の労使団体（166 団体）に対し、直接手交又は郵送により協力要請を行いました。

3 ベストプラクティス企業への職場訪問の実施

東京労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を紹介します。

（訪問先、日時が決まりましたら改めてお知らせします。）

4 過重労働相談受付集中週間の設定と特別労働相談の実施

10月31日（日）から11月6日（土）を過重労働相談受付集中週間とし、下記の窓口にて労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。また、11月6日（土）に「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を設置し、東京労働局の担当官が長時間労働や過重労働などの労働相談に対応します。

《過重労働相談受付集中週間における相談窓口》

- ・東京労働局・都内の労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

※各連絡先は東京労働局のホームページに掲載しています。

- ・労働条件相談はっとライン【委託事業】

0120-811-610（フリーダイヤル）

（相談受付時間：月～金 17：00～22：00、土日・祝日 9：00～21：00）

《過重労働解消相談ダイヤル》

- ・電話相談日時：令和3年11月6日（土） 9：00～17：00

- ・フリーダイヤル：0120-794-713

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（事前予約制で参加費無料です。詳細は下記ホームページをご覧ください。）

〔専用ホームページ〕 <https://kajyu-kaisyuu-lec.com>

■過労死等防止対策推進シンポジウムの概要

有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇いただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探るシンポジウムを以下の会場で開催します（別添資料）。

● 東京中央会場

日 時：令和3年11月10日（水） 14：00～17：15

場 所：イイノホール（東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング）

● 東京立川会場

日 時：令和3年11月9日（火） 17：30～19：40

場 所：ホテルエミシア東京立川（東京都立川市曙町2-14-16）

（参加は無料ですが、事前の申込みが必要です）

Webからの申込： <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

※新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、開催方法が変更になる場合があります。

目指すゴールは、 過重労働ゼロ。

サッカー選手(元日本代表)
小野 伸二

11月は過重労働解消キャンペーン月間です。
また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や
右記ほっとラインで労働に関する相談を受け付けて
いますので積極的にご連絡ください。

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)

0120-811-610

月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

「特別労働相談」を実施します！

無料 過重労働解消相談ダイヤル

※全国どこからでも利用可能(スマートフォンからでも無料) ※匿名での相談も可

特別労働相談受付日

令和3年11月6日(土) 9:00～17:00

なくしましょう

長い残業

0120-794-713

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

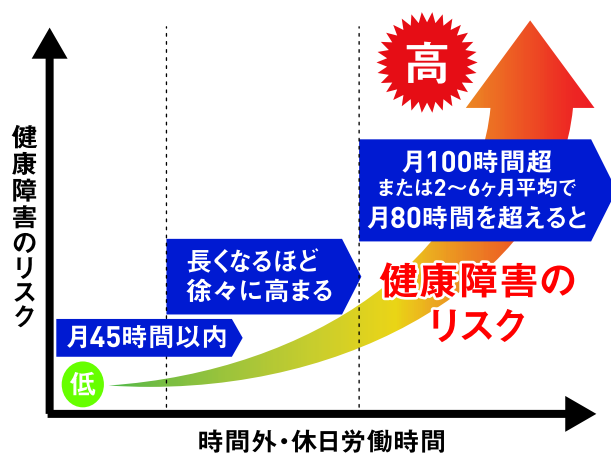


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

**過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。**

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00~17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

過重労働による健康障害を防止するために※2

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために※3

1	2	3
職場風土を 改革しましょう。	適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** はい! ろうどう 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00



事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、
過重労働解消のためのセミナー
を実施します!



01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等
防止対策推進
シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。
(※無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なります
ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



\\ 事業主の皆さまへ //

03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料
事前申込

日時

2021年11月10日(水)
14:00~17:15 (受付13:00~)

会場

イイノホール

(東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：東京都

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

東京中央会場

プログラム

- 14:00 開会挨拶
- 14:15 厚生労働省より現状の説明
- 14:30 過労死等防止対策推進全国センターより報告
- 15:10 過労死を考える家族の会より体験談
- 15:40 休憩（会場移動）
- 15:50 分科会（選択制、会場が分かれます） →
- 17:00 閉会挨拶

会場のご案内

イイノホール

（東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング）

- ・東京メトロ 日比谷線・千代田線 →「霞ヶ関」駅 C3出口 徒歩1分
- ・東京メトロ 丸の内線 →「霞ヶ関」駅 B2出口 徒歩5分
- ・東京メトロ 銀座線 →「虎ノ門」駅 9番出口 徒歩3分
- ・都営地下鉄 三田線 →「内幸町」駅 A7出口 徒歩3分

●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム【参加申込書】

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

●ご希望の会場に✓を入れてください。 ※ご希望に添えない場合のみ電話で連絡します。

- | | | |
|--|--|--|
| ☐ A会場
「コロナ禍における働く者の命と健康」 | ☐ B会場
「誰もが知っておきたいハラスメント対策 ー法律と対応ー」 | ☐ C会場
「脳・心臓疾患の新しい労災認定基準について」 |
|--|--|--|

お名前	ふりがな	☐ A会場 ☐ B会場 ☐ C会場	ふりがな	☐ A会場 ☐ B会場 ☐ C会場
	ふりがな	☐ A会場 ☐ B会場 ☐ C会場	ふりがな	☐ A会場 ☐ B会場 ☐ C会場
連絡先	●TEL:		●FAX:	
	●E-mail:			
企業・団体名				

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針」(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

分科会（選択制）では質問を募集します。以下に質問したいことをご記入ください。 ※質問には全てお答えできるわけではありません。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 東京立川会場 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時

2021年11月9日(火)

17:30~19:40 (受付16:30~)

会場

ホテルエミシア東京立川
サンマルコグランデ

(東京都立川市曙町 2-14-16)

参加
無料
事前申込



新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。
今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。
参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。
最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：東京都

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。